



第2部



計画の基本的な
考え方





計画の基本的な考え方

第1章 ▶ 基本理念

本市では、これまでの子ども・子育て支援事業計画において、「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」を基本理念と位置付けてきました。

この基本理念には、まち全体ですべての子育て家庭を「応援」すること、こどもと共に親も成長していく「共育ち」、子育て・子育てを応援するための地域づくりが重要であるという考え方、また、行政の施策だけでなく、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを目指し、すべての市民が共に成長し、より良い地域をつくっていききたいという願いが込められています。

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針においては、「18歳までを子どもとする」、「父母その他の保護者は、子育てについて第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現」、「子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、『共育ち』の過程を支援していくことが必要」、「家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない」と規定されています。

子育てをしやすいまちづくりには、こどもの成長を目的の核に据えつつ、共に親が育ち、地域が育つことが欠かせないものであり、親が発する子育てのニーズを把握するだけでなく、こどもたち自身が何を望んでいるのか、こどもたちにとって何が望ましいのかという視点を持つことや、地域ぐるみで行われている民間団体やボランティア団体等による子育て支援活動を支援していくことが重要です。

加えて、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指した「こども基本法」が令和5年4月に施行され、同年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。

本市においても、この趣旨に賛同し、令和6年4月に「こどもまんなか応援サポーター」宣言をいたしました。

本計画においても、これまで市が掲げてきた「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」の理念を引き続き継承し、安心してこどもを産み、成長の喜びを実感しながら子育てができるまちを目指すとともに、未来を担うすべてのこどもたちを権利の主体として意見を尊重し、最善の利益を図ることで、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「すべてのこどもが“まんなか”な地域社会」の実現に向けて、各施策の充実・推進に努めてまいります。

こどもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市 にいざ

～すべてのこどもが“まんなか”な地域社会を目指して～

本計画では、以下の3つの基本目標の下に、子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図ります。

基本目標 I 子どもへの支援

すべての子どもが健やかに 幸せに育つことを応援するために

すべての子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう応援します。

基本目標 II 親への支援

すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長することを応援するために

保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、すべての親が自己肯定感を持ちながら子育てに向き合い、親としても成長しながら、子育てや子供の成長に喜びや生きがいなどを感じることができるよう応援します。

基本目標 III 地域ぐるみでの支援

地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために

地域社会全体が、未来の社会を創り、担う存在であることものの育ちと子育て支援の重要性に対する理解と関心を深めつつ、多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら、すべてのことものの健やかな成長を支えとともに、子育て中の親の気持ちを受け止め、寄り添い、支えていくまちづくりを応援します。



第3章

施策体系

< 基本理念 >

子どもが
親が
地域が育つ
子育て応援都市
にいざい



< 基本目標 >

I

すべての子どもが
健やかに、
幸せに育つことを
応援するために

II

すべての親が
子育てを楽しみ、
子どもと共に
成長できることを
応援するために

III

地域で子どもや
親の成長を支える
まちづくりを応援
するために

< 基本施策 >

- 1 こどもの権利の尊重
 - 2 こどもの心身の健康づくりの推進
 - 3 幼児教育・保育の充実
 - 4 きめ細かな学校教育の充実
 - 5 こどもの居場所の推進
 - 6 児童虐待防止対策の強化
 - 7 発達支援・障がい児施策の充実
 - 8 こどもの貧困対策の推進
-
- 1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援
 - 2 多様な保育サービス・子育て支援の充実
 - 3 子育て相談・家庭教育支援の充実
 - 4 ひとり親支援の充実
 - 5 子育てしやすい環境の整備
 - 6 経済的支援の充実
-
- 1 地域における子育てネットワークづくり
 - 2 多様な体験・交流活動の促進
 - 3 安心して暮らせる環境の整備

第一部計画の策定にあたって

第二部計画の基本的な考え方

第三部施策の展開

第四部量の見込みと確保方策

第五部計画の推進

参考資料